

第二十号の三の二様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の

控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・	法人名
------	-------------	-----

政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無 有・無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	国税の控除額 ③+④+⑤	⑥	円
控除対象所得税額等相当額	②		道府県民税の法人税割額	⑦	
法人税の控除額	③		控除対象所得税額等相当額のうち⑥と⑦の合計額を超える額 ② - (⑥+⑦)	⑧	
地方法人税の控除額	④		市町村民税の法人税割額 ⑭	⑨	
防衛特別法人税の控除額	⑤		控除する金額(⑧若しくは⑨のうち少ない額又は⑯)	⑩	

各市町村ごとに控除する金額の明細

第20号の3の2様式記載要領

- 1 この明細書は、内国法人が法第321条の8第36項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の(5)の欄の金額を記載すること。
- 4 「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の(31)の欄の金額を記載すること。
- 5 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(3)の欄の金額を記載すること。
- 6 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(7)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載すること。
- 7 「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額と(2)に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
 - (1) 法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額
 - (2) 地方法人税の申告書(別表1)の(7)の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書(別表1)の(9)の欄の金額の合計額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額
- 8 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 9 内国法人が法第321条の8第37項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。